

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
及び物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和5年5月11日
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について**

このたび、令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことにより、国の通知があり、今後の新型コロナウイルス感染対策については個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むことになったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策関連通知については廃止することとなりました。

つきましては、本府においても、以下の取扱いについては廃止いたしましたのでお知らせします。

【新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の取扱いお知らせ一覧】

（建設工事及び建設コンサルタント等）

- ・令和2年4月9日付け 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る取扱いについて」
- ・令和2年4月24日付け 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る取扱いについて」
- ・令和3年1月14日付け 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る取扱いについて」

（委託役務及び物品）

- ・令和2年4月9日付け 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いの対応について」
- ・令和3年1月14日付け 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いの対応について」

【問い合わせ先】

総務部契約局総務委託物品課

TEL 06-6941-0351 内線 5375